

第10回弟子屈町農業委員会総会議事録

平成30年5月25日

午前10時00分～午後11時38分

○ 出席委員

塩沢 稔宏	新木 栄	元山 義久	上西 透
阪口 正明	小林 武	江上 真一	渡邊 雄一郎
望月 信雄	鈴木 和幸	吉田 真利子	

○ 欠席委員

齋木 弥

○ 議 件

議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第33号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第34号 現況証明願いについて

議案第35号 農用地等の利用調整申出について

議 長 只今より第 10 回弟子屈町農業委員会総会を開催致します。日程 1、議事録署名委員の指名については、8 番新木委員さん、9 番小林委員さん、よろしくお願い致します。日程 2、「会期の決定について」でございますが、本日 1 日限りとしてよろしいでしょうか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議無しということで、本日 1 日限りと致します。次日程 3、諸般報告でございますが、2 番齋木委員さんと局長が別の公務のため欠席となっております。日程 4、「会務報告」次長よりお願い致します。

事務局次長 それでは、本日は局長におかれましては、第 2 回弟子屈町臨時議会出席のため、欠席しておりますので、私の方から第 9 回農業委員会総会以降の会務についてご報告させていただきます。

整理番号 1 番、4 月 27 日、第 9 回農業委員会総会がこの場で行われております。委員 12 名と事務局で開催しております。続きまして整理番号 2 番、5 月 9 日、利用調整会議を原野福祉の家にて、第 1 ブロック委員さんと事務局が出席して開催しております。その調整会議につきましては、報告第 23 号 1 番 2 番について報告があります。続きまして整理番号 3 番につきましては、利用調整会議終了後でございますけれども、引き続き現地調査を実施しております。第 1 ブロックの委員さんと事務局で行っております。整理番号 4 番、平成 30 年度根釧女性農業委員の会研修会が白糠町で開催され、吉田委員さんと私が参加しております。この研修会につきましては報告第 22 号で報告がございます。続きまして整理番号 5 番、5 月 14 日、利用調整会議を札友内寿の家にて開催しております。第 3 ブロックの委員さんと事務局が参加しております。この結果につきましては、報告第 23 号 3 番にて報告がございます。整理番号 6 番につきましては、利用調整後引き続き現地調査を行っております。第 3 ブロックの委員さんと事務局で行っております。整理番号 7 番、5 月 15 日、現地調査を釧路地区にて開催しております。第 2 ブロック委員さんと事務局で行っております。続きまして整理番号 9 番、5 月 18 日、平成 30 年度弟子屈町農業関係団体総会が、委員会室で行われております。塩沢会長、事務局が出席しております。以上簡単でございますが、会務報告とさせていただきます。

議 長 はい、有難うございました。次日程 5、報告第 22 号「平成 30 年度根釧女性農業委員の会研修会出席報告について」1 番吉田委員さんよろしくお願いします。

吉 田 委 員 1 番吉田です。根釧女性農業委員の会研修会の報告をさせていただきます。開催日時につきましては、5 月 10 日、白糠町公民館において、私と奥村次長が参加いたしました。主催者であります、根釧女性農業委員の会峯田会長挨拶の後、白糠町農業委員会林会長より歓迎の挨拶を頂きました。根釧女性農業委員も昨年の 7 月の改選後 17 名となり、今後増員が見込まれることから、ネットワークを広げ、管内農業の発展農業委員会活動の活発化に今後ともより一層の活動をお願いしたいとの挨拶がありました。研修では講師の北海道農業会議次長の幡野千春氏により、女性農業委員活動の状況について、女性農業委員の数が全国で 2,306 名の内道内は 163 名、農地利用最適化推進委員が 6 名の計 169 名がいる状況であること、また全国各地で特色ある行動を行っている事例の紹介がありました。次に農業者年金制度について、新制度の内容を中心に説明を頂きました。続いて、平成 29 年度女性農業委員推進シンポジウム参加者から参加報告を頂きました。参加された各委員からは、女性の立場で農業経営に参画する必要性や、全国の農業委員が活躍していることを改めて感じられ、パワフルな女性が多いとの報告でした。次に農

議 長 はい、有難うございました。報告第 22 号を報告済みとさせていただきます。次日程 6、報告第 23 号「農用地等の利用調整結果について」23 番の 1 号 2 号を 3 番鈴木委員さんよろしく報告をお願いします。

議長 はい、有難うございました。次報告第 23 号の 3 番は 1 番吉田委員さんよろしく願います。

議 長 はい、有難うございました。只今報告第 23、1, 2, 3 と報告がありました。何かご質問
ございますか。

議 長 異議なし、ということで報告第 23 号を報告済みとさせていただきます。次日程 7、報告第 24 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の提出について」事務局説明をお願いします。

事務局 それでは総会資料の 6 ページになります、お開き願いたいと思います。報告第 24 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の提出について。下記農地について合意による解約があったので報告する。平成 30 年 5 月 25 日提出。弟子屈町農業委員会会長。今回は合意解約につきましては、5 件の申し出がありました。それでは番号 1 番から説明したいと思います。

所在は字〇〇〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇の 2 筆でございます。公簿地目は原野及び畑。現況地目は全て畑となっております。面積〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇9 ㎡の農地でございます。貸付人は、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。合意解約日は平成 30 年 4 月 26 日。契約期間については平成 29 年 1 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日まで。これは〇〇〇〇氏の本年離農にともなう合意解約となっております。

続きまして番号 2 となります。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇外 2 筆の計 3 筆。公募地目は牧場及び畑。現況地目は全て畑となっております。面積は合計で〇〇〇〇㎡でございます。貸付人は、弟子屈町〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借受け人は、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。合意解約日は平成 30 年 5 月 8 日、契約期間は平成 21 年 1 月 28 日から平成 31 年 1 月 27 日までとなっております。

次に番号 3 でございます。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇の 2 筆でございます。公募地目は畑及び原野でございます。現況地目は全て畑。面積は合計で〇〇〇〇㎡となっております。貸付人は、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借受人は、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。合意解約日は平成 30 年 5 月 8 日。契約期間は平成 26 年 1 月 28 日から平成 31 年 1 月 27 日までとなっております。

続いて番号 4 番となります。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇の 2 筆でございます。公募、現況地目とも畑。面積は合計で〇〇〇〇㎡でございます。貸付人は、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借受人は、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。合意解約日は平成 30 年 5 月 11 日。契約期間は平成 24 年 9 月 28 日から平成 34 年 9 月 27 日までとなっております。

最後番号 5 番でございます。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇の 1 筆。公募、現況地目とも畑となっております。面積は〇〇〇〇㎡でございます。貸付人は、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借受人は、同住所で〇〇〇〇氏でございます。合意解約日は平成 30 年 5 月 15 日。契約期間は平成 19 年 9 月 27 日からとなっております。契約期間の終期が無いのは、この契約が農地法 3 条による許可によるものでございます。

以上、この合意解約のあった農地につきましては、番号 1 番 3 番 5 番につきましてはこの後 11 ページからの議案第 33 号の農用地等利用集積計画の決定について、2 番 4 番につきましては 28 ページ議案第 35 号の農用地等の利用調整申出について、で提案させていただいております。

以上、簡単ではありますが報告第 24 号の説明とさせていただきます。

議長 はい、有難うございました。只今事務局の方から報告がされました。報告第 24 号について何かご質問ございますか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしということで、報告第 24 号を報告済みとさせていただきます。次日程 8、議案第 32 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」事務局説明をお願いします。

事務局 総会資料 8 ページになります、お開き願いたいと思います。議案第 32 号農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による、農地等の移転のための権利設定の許可申請があった下記のものについて意見を求める。平成 30 年 5 月 25 日提

出。弟子屈町農業委員会会長。

申請番号1の説明をいたします。区分は賃貸借による一時転用となっております。所在は、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇の2筆、公簿現況地目共畑となっております。所要面積は〇〇〇〇㎡、貸主は、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏の所有地でございます。借主につきましては、札幌市〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。用途内容につきましては、夏季期間の観光ヘリポートの設置でございます。そのための一時転用となっております。資金調達状況については、総事業費〇〇〇〇円となっております。事業費の内訳につきましては資料のとおりとなっております。9ページに位置図を掲載しております。

続きまして、10ページをお開き願いたいと思います。本申請に関わる意見書案の説明をさせて頂きたいと思います。申請者につきましては、先ほどの説明どおりでございますので割愛させて頂きます。工事計画につきましては、平成30年8月4日から8月26日までの約1カ月程度の一時転用となっております。農地区分の判断につきましては、農用地区域農地で面積は〇〇〇〇㎡。該当事項とした判断理由につきましては、申請地は弟子屈町役場から北北西方向へ約3.5kmに位置する農振農用地区域内の農地でございます。農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、農地の一部を夏季期間摩周湖の遊覧飛行用ヘリポートとして利用するものであり、摩周湖付近には農地が広がっており、ヘリポートに利用可能な平坦な土地が農地以外にない。転用の内容としては、現在の形状に手を加えず利用するもので、農地としての機能を低下する事が無いことから、転用はやむを得ないものと思われるとしております。転用の妨げとなる権利を有する者の同意確認につきましては、所有者への同意を得ている状況です。またこの土地につきましては、根抵当がついておりますが、摩周農協さんですがそこからも同意書ということで承諾を得ている状況でございます。

一時転用である場合にはその妥当性とありますが、盛土や整地等を行わず、現状のままヘリポートとして活用するという事となっております。そのため隣接する草地への影響はないということとなっております。意見聴取につきましては、北海道農業会議へ意見聴取を要することとなっております。本事業については、昨年も実施されており、全く同じ内容でございます。ヘリポートに関しても即日現状復旧できるような内容であります。周辺住民に対しても事業内容を〇〇〇〇さんの方で状況の説明、事業期間の説明ということで回られるということの確認も得ております。

以上、簡単ではございますが、議案第32号の説明と致します。ご決定賜われますよう、よろしくお願い致します。

議 長 はい、有難うございます。事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願い致します。3番鈴木委員さんよろしくお願い致します。

鈴木委員 3番鈴木です。申請番号1番の現地調査は、5月9日に実施致しました。現地調査委員は、塩沢会長、元山委員、江上委員、私と事務局です。

本申請につきましては、〇〇〇〇が夏の観光シーズンにヘリコプターで摩周湖の遊覧飛行を行うため、期間限定の一時転用の申請であります。この遊覧飛行は昨年も実施されており、内容としては昨年と同様今年も実施する土地の現状のまま、ヘリポートとして利用することとし、整地等を行わないとのことですので、問題ないと判断いたしました。

以上、簡単ではありますが現地調査の報告と致します。

議 長 はい、有難うございました。現地委員さんの報告が終了しましたので、ここで質疑を受けたいと思います。何かご質問ございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし、ということで議案第 32 号を決定させていただきます。次日程 9、議案第 33 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」事務局説明をお願いします。

事 務 局 はい、それでは 11 ページをお開きください。議案第 33 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により弟子屈町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。平成 30 年 5 月 25 日提出。弟子屈町農業委員会会長。
今回の総会に提案されております申請につきましては、利用権設定の申請が 14 件でございます。それでは 1 番から説明させていただきます。
整理番号 1 番 2 番につきましては新規の申請でございます。共に借受人につきましては字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏の申請でございます。
整理番号 1 番、所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇外 2 筆、〇〇〇〇㎡、公簿地目は畑及び原野、現況地目は畑、利用目的は牧草畑、貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。借賃につきましては〇〇〇〇円。期間につきましては平成 30 年 5 月 25 日から平成 35 年 3 月 31 日までの約 4 年 10 カ月間となっております。
整理番号 2 番につきましては、報告第 24 号番号 3 番で合意による解約があった土地でございます。
整理番号 2 番、所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇外 1 筆、〇〇〇〇㎡、公簿地目は畑及び原野、現況地目は畑、利用目的は牧草畑、貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借賃につきましては〇〇〇〇円。期間につきましては平成 30 年 5 月 25 日から平成 35 年 3 月 31 日までの約 4 年 10 カ月間となっております。
整理番号 1 番 2 番の図面につきましては 15 ページをご覧ください。
続きまして整理番号 3 番 4 番 5 番につきましては継続の申請でございます。3 番 4 番 5 番につきましては、貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏の申請でございます。
整理番号 3 番。所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇外 2 筆、〇〇〇〇㎡、公簿現況地目とも畑、利用目的は普通畑、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借賃につきましては〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成 30 年 5 月 25 日から平成 33 年 3 月 31 日までの約 2 年 10 カ月間となっております。
整理番号 4 番。所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇外 1 筆、〇〇〇〇㎡、公簿現況地目とも畑、利用目的は普通畑、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。借賃につきましては〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成 30 年 5 月 25 日から平成 33 年 3 月 31 日までの約 2 年 10 カ月間となっております。
続きまして整理番号 5 番。所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇外 3 筆、〇〇〇〇㎡、公簿現況地目とも畑、利用目的は普通畑、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借賃につきましては〇〇〇〇円。期間につきましては平成 30 年 5 月 25 日から平成 33 年 3 月 31 日までの約 2 年 10 カ月間となっております。
整理番号 3 番 4 番 5 番の図面につきましては 16 ページをご覧ください。
続きまして整理番号 6 番継続の申請でございます。所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇外 7 筆、〇〇〇〇㎡、公簿現況地目とも畑、利用目的は牧草畑、貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借賃につきましては〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成 30 年 5 月 25 日から平成 40 年 3 月 31 日までの約 9 年 10 カ月間となっております。
図面につきましては 17 ページ 18 ページをご覧ください。
整理番号 7 番継続の申請でございます。所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇外 5 筆、〇〇〇〇㎡、公簿地目畑及び牧場、現況地目畑、利用目的は牧草畑、貸付人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借賃につきましては〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成 30 年 5 月 25 日から平成 33

年3月31日までの約2年10カ月間となっております。

図面につきましては19ページをご覧ください。

続きまして整理番号8番につきましても継続の申請でございます。所在、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外9筆、〇〇〇〇㎡、公簿現況地目とも畑、利用目的は普通畑、貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成30年5月25日から平成40年5月31日までの10年間となっております。図面につきましては20ページをご覧ください。

続きまして整理番号9番継続、整理番号10番新規の申請でございます。整理番号9番10番共に借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏の申請でございます。

整理番号9番、所在、字〇〇〇〇〇外2筆、〇〇〇〇㎡、公簿地目畑及び牧場、現況地目畑、利用目的は普通畑、貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成30年5月25日から平成31年3月31日までの約10か月間となっております。図面につきましては21ページをご覧ください。

整理番号10番新規の申請でございます。報告第24号5番で合意による解約があった土地でございます。所在、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡、公簿現況地目とも畑、利用目的は普通畑、貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成30年5月25日から平成31年3月31日までの約10か月間となっております。図面につきましては22ページをご覧ください。

整理番号11番新規の申請でございます。所在、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇外5筆、〇〇〇〇㎡、公簿現況地目とも畑、利用目的は飼料畑、貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借賃につきましては、〇〇〇〇円。期間につきましては平成30年5月25日から平成34年3月31日までの約3年10か月間となっております。図面につきましては23ページをご覧ください。

続きまして整理番号12番13番につきましては継続の申請でございます。整理番号12番13番共に借受人、弟子屈町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏の申請でございます。

整理番号12番、所在、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡、公簿現況地目とも畑、利用目的は普通畑、貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成30年5月25日から平成35年3月31日までの約4年10か月間となっております。

整理番号13番、所在、字〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡、公簿地目牧場、現況地目畑、利用目的は普通畑、貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成30年5月25日から平成35年3月31日までの約4年10か月間となっております。

整理番号12番13番の図面につきましては24ページをご覧ください。

整理番号14番につきましては新規の申請でございます。所在、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇外1筆、〇〇〇〇㎡、公簿地目原野、畑、現況地目畑、利用目的は普通畑、貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成30年5月25日から平成34年3月31日までの約4年10か月間となっております。図面につきましては25ページをご覧ください。

また、別紙資料7ページでございますが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書が表示されております。いずれも各項の要件に該当しておりますのでご参照ください。

以上、ざっぱくな説明でございますが、ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議

長

はい、有難うございました。ここで現地委員さんの報告をお願い致します。整理番号1番2番については5番元山委員さん一括でお願いします。

元 山 委 員 5 番元山です。整理番号 1 番 2 番につきまして、現地調査を、5 月 9 日に塩沢会長、鈴木委員、江上委員、私と事務局で実施いたしました。
整理番号 1 番につきましては、〇〇〇〇さんが使用し適切に管理されていた土地でありますので問題ないと判断しております。
整理番号 2 番につきましては、〇〇〇〇さんとの〇〇〇〇さんとの間で合意解約を行っております。この土地に関しても、〇〇〇〇さんが適切に管理し使用していましたので、問題ないと判断しております。
今後、新たに借受します〇〇〇〇さんにつきましては、長年酪農を営まれており健全な経営を行っていることから、問題ないと判断しております。
以上、簡単ではありますが、報告としますので、よろしくお願い致します。

議 長 はい、有難うございました。整理番号 3 番 4 番 5 番 6 番 7 番 8 番 9 番につきましては継続ですので省略致します。整理番号 10 番 11 番 14 番につきまして一括して、11 番上西委員さんよろしくお願いします。

上 西 委 員 11 番上西です。整理番号 10 番 11 番につきまして、現地調査を、5 月 14 日に齋木委員、渡邊委員、吉田委員、私と事務局で実施いたしました。
本申請地につきましては、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの間で、同等の面積の農地を肥培管理するため交換して使用するためであります。
御承知のとおり、両氏につきましては、長年健全な畑作及び酪農を営まれており、問題ないと判断いたしました。
続いて整理番号 14 番の現地調査は同日の、5 月 14 日に実施し、現地調査委員は、齋木委員、吉田委員、渡邊委員。私と事務局であります。
本申請地は、〇〇〇〇氏が利用していた農地でありましたが、離農したことに伴い、地元で調整行い、〇〇〇〇氏が利用することとなったところです。この農地について、ハウスの撤去も終了しており、利用するのに支障がないことから問題なしと判断致しました。
以上簡単ではありますが現地調査の報告と致します。よろしくお願い致します。

議 長 はい、有難うございました。整理番号 12 番 13 番につきましては継続ですので省略致します。質疑を受けたいと思います。ここで整理番号 5 番につきましては、〇〇〇〇委員さんが農業委員会法 31 条に該当致しますので退席をお願い致します。休憩致します。

(休 憩)

議 長 再開致します。整理番号 5 番について何かございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし、ということで整理番号 5 番を決定させていただきます。〇〇〇〇委員さんの退席を解除致します。休憩致します。

(休 憩)

議 長 再開致します。それでは整理番号 1 番 2 番 3 番 4 番 6 番 7 番 8 番 9 番 10 番 11 番 12

番 13 番 14 番について、何かございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし、ということで議案第 33 号を決定させていただきます。次日程 10、議案第 34 号「現況証明願いについて」事務局説明をお願いします。

事 務 局 総会資料 26 ページをお開き願いたいと思います。議案第 34 号現況証明願いについて。農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の現況証明願いについて議決を求める。平成 30 年 5 月 25 日提出。弟子屈町農業委員会会長。
申請番号 1 番の説明を致します。所在は字〇〇〇〇〇〇〇〇外 2 筆の計 3 筆。登記地目は畑及び牧場となっております。面積は合計で〇〇〇〇㎡でございます。判定は農地採草放牧地以外、利用状況は未利用地でございます。
所有者、申請者ともに弟子屈町〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。
申請理由は登記地目の変更のための申請となっております。図面は 27 ページに掲載しております。
以上、簡単でございますが議案 34 号の説明とさせていただきます。ご決定賜りますようお願い致します。

議 長 はい、有難うございました。ここで現地報告をお願いします。10 番渡邊委員さんお願いします。

渡 邊 委 員 10 番渡邊です。申請番号 1 番の現地調査は、5 月 14 日に実施しました。現地調査委員は、上西代理、齋木委員、吉田委員、私と事務局であります。
本申請地は〇〇〇〇氏所有地で、自宅周辺の土地であります。現況としては原野化しており農地としての利用は見込めないため、採草放牧地以外と判断致しました。
以上、簡単ではございますが現地調査の報告といたします。

議 長 はい、有難うございました。現地委員さんの報告が終了しましたので、ここで質疑を受けたいと思います。議案 34 号について何かございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし、ということで議案第 34 号を決定させていただきます。次日程 11、議案第 35 号「農用地等の利用調整申出について」事務局説明をお願いします。

事 務 局 それでは 28 ページをお開きください。議案第 35 号「農用地等の利用調整申出について」農業経営基盤強化促進法第 15 条の規定に基づき申出のあった下記の農用地等の利用調整について調整候補者名の選定及び調整委員を指名する。平成 30 年 5 月 25 日提出。弟子屈町農業委員会会長。
申出の件数につきましては 2 件でございます。
整理番号 1 につきましては、報告 24 号 2 番にて合意による解約がございました、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏所有の土地でございます。申し出の種類につきましては譲渡

〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇
さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇
〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さ
ん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇、公益財団法人北海道農業公社、18 個人及び 2 法人を調
整候補者名といたしました。

調整候補者名につきましては、札友内地区一円としております。〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、公益財団法人北海道農業公社、4 個人及び 1 法人を調整候補者と致しました。

議長 はい、有難うございました。それではここで現地委員さんの報告をお願い致します。
整理番号1番については8番新木委員さんよろしく願います。

以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたします、よろしくお願いします。

願います。

以上、簡単ではございますが、現地調査の報告といたしますのでよろしくお願いします。

候補者名といたしますがよろしいでしょうか。

〇 〇 委 員 はい、〇〇〇〇です。候補者を辞退いたします。

〇 〇 委 員 はい、〇〇〇〇です。候補者を辞退いたします。

議 長 只今、〇〇〇〇委員さんと〇〇〇〇委員さんが候補者を辞退するということで、16
個人2法人となります。よろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 それでは、調整委員の指名については次長よりお願いします。

次 長 それでは、調整委員の指名についてですが、第2ブロック委員さんをお願いしたいと
思います。新木委員さん、阪口委員さん、望月委員さん、小林委員さん、よろしくお願
いします。

議 長 はい、只今次長の方から、第2ブロックの委員さんということで、新木委員さん、阪
口委員さん、望月委員さん、小林委員さん、4名でよろしいですか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議無し、ということでよろしく申し上げます。次整理番号2番について調整候補者
の指名ということで札友内地区区一円、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、
〇〇〇〇さん、公益財団法人北海道農業公社、4個人及び1法人ということでよろしい
でしょうか。

阪 口 委 員 はい、6番阪口です。前回の総会と同じで何人か名簿から落ちるでしょう。前回との
整合性が見つからないと思うんですが。

事 務 局 前回の〇〇〇〇さんの土地に関しては、隣接している土地を所有している所有者とい
う形でいました。今回の土地につきましては、隣接している所有者が札友内一円の方々
という形で、集積を組んでいる方につきましては、〇〇〇〇さんのところは〇〇〇〇さん、
〇〇〇〇さんの土地につきましては〇〇〇〇ということになっておりますが、あくまでも
借りている土地という形と判断いたしました。

阪 口 委 員 全然質問に答えてない。前回は、札友内に土地を持っている人で営農していてなおか
つ認定農家の人が入るって、前回は馬屋さんもいたけど、〇〇〇〇さんは残ったはず
だよね。入ったはずだよね。今回は、理由になってないでしょう。〇〇〇〇さんは所有
地持ってるんだから、私有地を札友内に、だから前回〇〇〇〇さんのあっせんの名簿に
入ったんでしょう。で今回外れるってことの違いが良く分からない。整合性が見つかり
ないんじゃないかと思うのだけど。

上 西 委 員 はい、上西です。今回は整合性がつくつかないという問題ではなくて、この土地の周りの農家で今実際に近いといったら、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんしか居なくて、前回は近隣に土地を所有、借りている人たちそう言った人たちも候補者としましようとしましたが、しかし今回の土地を利用する場合であれば、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんが一番近隣で札友内地区の住民で、一番利用価値があるのではないかと判断しました。それに前回、〇〇〇〇さん以外誰も候補者が来なかった。土地は平らで水はくるんだけど一番良い土地でしたが、今回は実際にあまり条件が良い場所ではない、皆さん分かっているかと思えますけれども、そう言った理由も含めて地区担当で今回はこの候補者で進めて行きましようということで決めました。そこが整合性といった問題とは違うところで考えて、その時々に応じて考えて、別に前回の候補者その人たちを除外するとかではなく、これが一番ベストだと考えた結果であって、今回はこれで行うということです。また、外に近隣に土地を所有しているとか、前回のように〇〇〇〇さんの土地の直ぐ横に〇〇〇〇さんの土地があると言った場合には、候補者として呼ばないといったことはないと思いますので、そこは理解して頂きたいと思います。

議 長 阪口委員よろしいでしょうか。

阪 口 委 員 はい、分かりました。

議 長 それでは、ほかに何かありませんか。

〇 〇 委 員 はい〇〇〇〇です。候補者から辞退します。

議 長 はい、只今〇〇〇〇委員さんが候補者から辞退するというので、札友内地区一円 3 個人 1 法人とします。よろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 それでは調整委員名の指名について、次長よりお願い致します。

次 長 それでは調整委員の指名について、第 3 ブロックの委員さんをお願いしたいと思います。上西委員さん、齋木委員さん、吉田委員さん、渡邊委員さんよろしくお願い致します。

議 長 それでは、調整委員の指名については第 3 ブロックということで、上西委員さん、吉田委員さん、渡邊委員さん、齋木委員さんよろしくお願い致します。それでは議案第 35 号につきましてよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし、ということで議案第 35 号を決定とさせていただきます。次その他について、

休憩致します。

(休憩)

議長 再開いたします。本日日程 1 から日程 12 まで全て決定いたしました。これにて第 10 回弟子屈町農業委員会総会を終了致します。ご苦労様でした。

午後 11 時 38 分
以上顛末と録し、議事録とする。

議事録署名委員 新 木 栄

議事録署名委員 小 林 武